

福祉サービス 第三者評価事業について

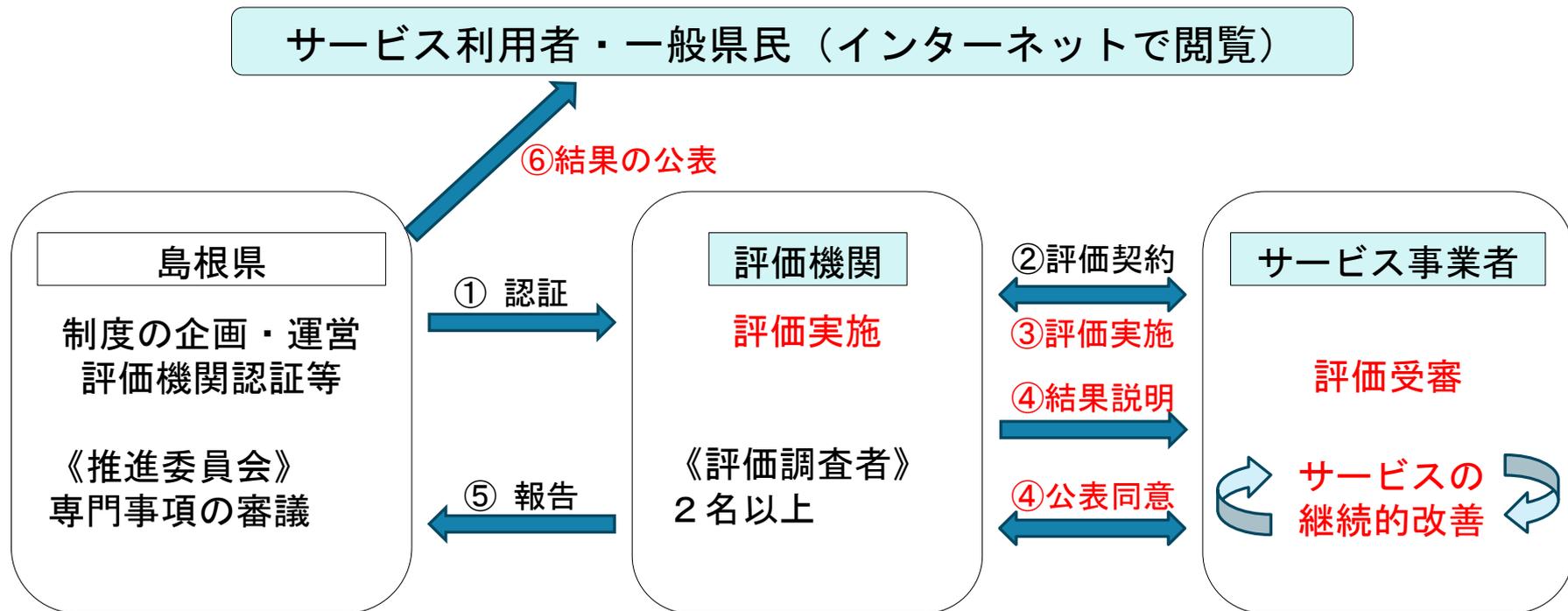
令和7年度障がい福祉関係者事業者等説明会及び集団指導

島根県健康福祉部地域福祉課

※本資料は、全社協主催「福祉サービス第三者評価事業 令和7年度「評価事業普及協議会」」資料により作成

1 福祉サービス第三者評価とは

福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的立場から福祉サービスの現状について評価を行う仕組み



1 福祉サービス第三者評価とは

○第三者評価の目的

社会福祉法第78条の主旨を踏まえ、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けることを目的とするもの

利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること

【参照】社会福祉法

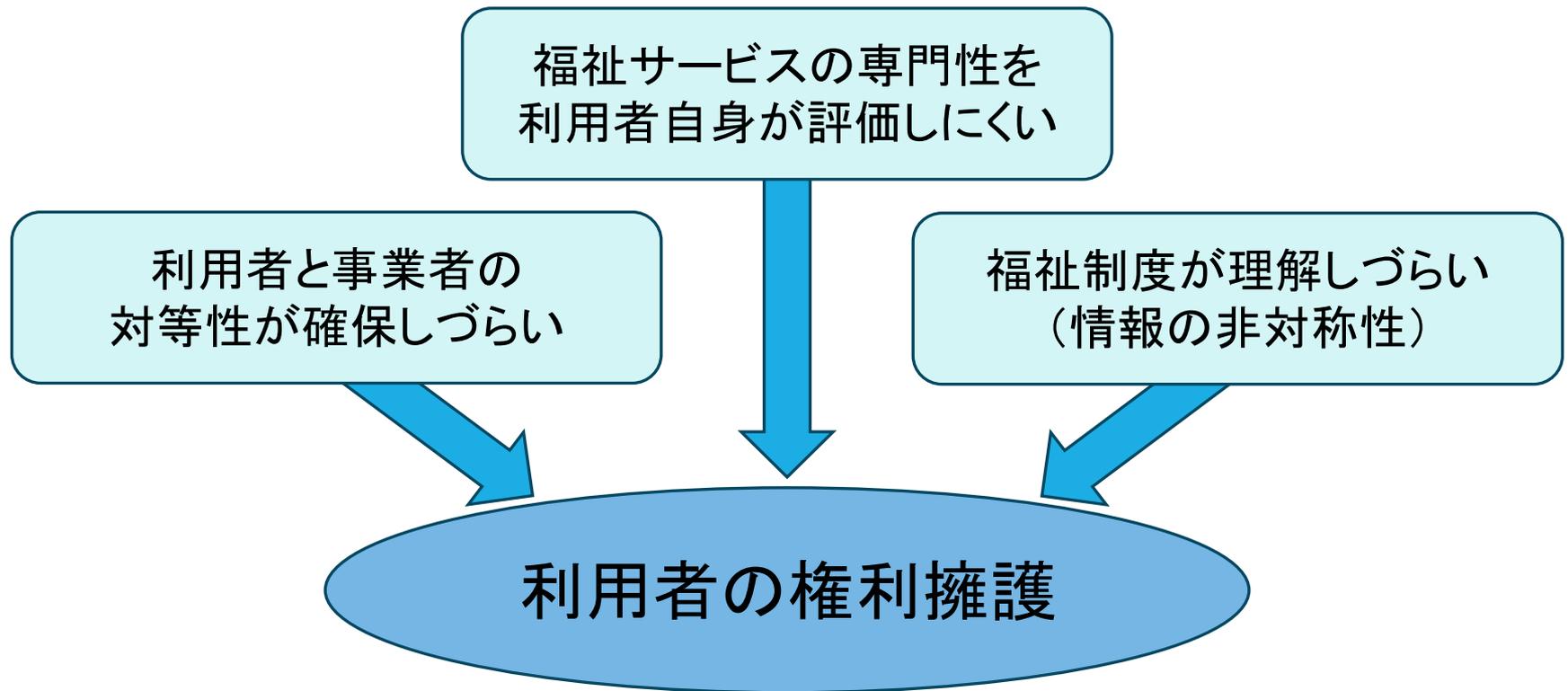
(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

1 福祉サービス第三者評価とは

○第三者評価の必要性



2 各分野における第三者評価の位置づけ

	高齢者・介護	障害者・児	保育所	社会的養護
受審	任意 ※地域密着型サービスは外部評価受審が義務化⇒令和3年度より外部評価と運営推進会議による評価の選択制に	任意	努力義務 ※子ども・子育て支援新制度の施行に伴い努力義務化	義務 (3か年度に1回以上) ※「設備及び運営に関する基準」
受審率目標等	高齢者福祉サービス全体の数値目標に加えて、養護老人ホームや特養等のサービス区分ごとの数値目標を設定する	障害福祉サービス全体の数値目標に加えて、サービス区分ごとの数値目標を設定する	平成27年度～31年度末までの5年間ですべての事業者で受審・公表を行うことを目標とする (日本再興戦略2015)	全施設 (児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設)
費用の補助	無	無	5年に1度の受審が可能となるよう受審料の半額程度を公定価格の加算(上限15万円)として補助	3年に1回に限り、31万4千円を上限に措置費の第三者評価受審費加算を算定できる
昨今の動き	「規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)」で、介護分野における利用者の選択に資する情報の提供という観点から改善すべき事項が指摘されたことを受け通知発出	・左記の高齢者分野での対応に即して同様の通知を発出 ・共同生活援助と施設入所支援における地域連携推進会議の設置が義務化(令和6年度は努力義務)	・保育所における自己評価ガイドライン改訂(令和2年3月)	第5期(令和7年度～)にあたり評価基準が改定(令和7年3月31日付)
情報公表制度等	有 ※WAMNETを活用した公表 ※第三者評価の受審状況に関する項目についてシステム改修	有 ※WAMNETを活用した公表(平成30年9月から)	各都道府県知事は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設等の提供する教育・保育の内容、当該施設等の運営状況に関する情報を公表	第三者評価結果、毎年度の自己評価結果を公表しなければならない

3 各分野の評価基準ガイドライン策定状況

分野	事業種別	策定・改定時期
高齢者	特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護	平成25年3月通知 →平成29年3月通知（改定） ⇒令和2年3月31日通知（改定）
	養護老人ホーム、軽費老人ホーム	平成29年3月通知 ⇒令和2年3月31日通知（改定）
障害児者	障害者・児施設	平成17年3月通知 →平成29年2月通知（改定） ⇒令和2年3月31日通知（改定）
子ども・子育て	保育所	平成17年5月通知 →平成23年3月通知（改定） →平成28年3月通知（改定） ⇒令和2年4月1日通知（改定）
	児童館	平成18年8月通知 ⇒令和2年9月3日通知（改定）
	放課後児童クラブ	令和3年3月29日通知
社会的養護関係施設	児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設	平成17年3月通知 →平成24年3月通知 →平成27年2月通知（改定） →平成30年3月30日通知（改定） →令和4年3月23日通知（改定） ⇒令和7年3月31日通知（改定）
	児童心理治療施設、児童自立支援施設	平成19年6月通知 →平成24年3月通知 →平成27年2月通知（改定） →平成30年3月30日通知（改定） →令和4年3月23日通知（改定） ⇒令和7年3月31日通知（改定）
	小規模住居型児童養育事業	平成22年3月通知
	児童自立生活援助事業	平成22年3月通知 ⇒令和4年3月23日通知（改定）
	女性自立支援施設	平成18年6月通知（婦人保護施設版） ⇒令和7年4月23日通知（改定）
厚生事業	救護施設	平成30年9月20日通知

4 第三者評価事業の対象サービス

<p>高齢者</p>	<p>特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム（ケアハウス） 介護保険法に定める次のサービスを提供する施設・事業所 「施設サービス」「居宅サービス」「介護予防サービス」 「地域密着型サービス」「居宅介護支援」</p>	
<p>児童</p>	<p><u>児童養護施設</u> 保育所 児童地域型保育事業所 ファミリーホーム <u>児童心理治療施設</u> 放課後児童クラブ</p>	<p><u>母子生活支援施設</u> 認定こども園（幼稚園型を除く） <u>乳児院</u> 自立援助ホーム <u>児童自立支援施設</u></p> <p>※下線は社会的養護関係施設（義務）</p>
<p>障がい</p>	<p>福祉型障害児入所施設 障害児通所支援事業所 障害福祉サービス事業所</p>	<p>医療型障害児入所施設 障害者支援施設</p>
<p>保護</p>	<p>救護施設</p>	

5 島根県の認証評価機関

認証番号	評価機関名	所在地	電話番号
17-01	有限会社 保健情報サービス	〒683-0804 鳥取県米子市米原二丁目7番7号	0859-37-6162
17-02	有限会社 ケアオフィス	〒697-0063 島根県浜田市長浜町1435番地	0855-27-3187
28-05	NPO法人 メイアイヘルプユー	〒141-0031 東京都品川区西五反田1-26-2 五反田サンハイツ714号	03-3494-9033
R2-07	株式会社 評価基準研究所	〒101-0047 東京都千代田区内神田2-4-4 藤和内神田ビル3階	03-3251-4150
R7-08	株式会社 fair	〒697-0034 島根県浜田市相生町1399-9	080-1641-7576

(令和8年2月1日現在)

【参考】障がい分野に係る第三者評価の動向

厚生労働省資料

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。

- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

＜地域との連携等【新設】＞

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
- ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。

※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



※第三者評価を受審した場合、当該年度は地域連携推進会議の開催を免除されることを厚労省に確認済み